

續神皇正統記

全

伊5

1302



門 5  
號 1302  
卷



續神皇正統記

第九十七代光嚴院詔八量仁九十六代後伏見院第一御子  
御母、廣義字子門院入道左大臣公衡乃女也元弘二壬申北条昂  
位改元して正慶元年とし、同二年六月後醍醐院  
御入洛の事により、主上、御位を退き東國蒼  
のへ幸せし西院を後光厳も定むるひ中さる但祚を  
還す十二月号号を改せし教詔書に皇太子令

明治三十二年  
十月十八日  
購来



避儲位於青園之月伴仙遊於射岫之宮之文章平致  
裁らしけり也やせよとも中二年とありて  
後醍醐又此没落ありしかん光明院河位は也然  
て中中とちとありて河位はわさるる院中  
中くも文殿の沙汰岩窓ありて後約此制ありと  
世ふりこれ山南都より之岩刻をとりしりて  
光明  
康永元年九月廿日仁洞持明院殿より伏見殿より河  
を還河の時カ系東洞院より河馬乃武士女之輩  
はいりあひりり正次河牛飼をとりむらひ河  
幸ありて河馬せよと誠仰せりて河馬にせよと  
思

新く後とふも狼藉めをよひ河車に矢を射りて  
あけさるる前代未聞の事ありて河馬は河に  
せよ小還幸より思後車竹林院大納言公重卿法  
太史此等を免しきて棄用供奉河馬彼狼藉人  
後目小あらしむる謀戮をこれぬる天令あり  
傳る<sup>崇光</sup>勸應三年八幡より河馬より又かき名生み還  
河河内の河宮ありて河落筋衣をこき河落了  
る丹波國山玉といふ所ありて河馬五十二歳なり  
く此河馬記を北畠准后親房卿<sup>尚朝可ても准后の号  
ゆり</sup>あり  
南朝の寵后とて河馬出たり  
後村上天皇諱を

接スルニ抑以下  
十行文章屬  
ヒスニナニ刊シ  
トイヘモシカラ

義良第九十六代第二十世云々 亦色と南方傳之  
乃此事めて當朝日嗣子ハカキテ今世神宮を  
世治天再眞の主トキヤキテ新神宮ニ立行大義也  
以書ニ若人君遠賢良近諫佞殺忠諫弁法律疎  
骨肉故罪人廢嫡立庶創林大宗廟宮室燦テ民居  
後嵯峨院正嫡の神流トシテ誠ニ神曾正統乃正  
理ニ返シ此記此名目自然の及ニカキテ傳ハル事  
よし也此れも奇持也を傳ハル也

第九十七代後醍醐院重祚仁慶二年六月内裏富  
小路殿ニ還テ曾位ニ復シ海ニまき正統の号也

止るを元弘三年とも亦色より建武より川リ又  
延元改元ト官位ト以テその儀をス傳廢絶スル  
五月廿七日東軍襲撃有る俄又山門ニ降幸十月二日  
号を改セテ新新明祿徳乃例ニ返セテ重祚也  
代教ニ裁キテ一む九十七代トキヤキテ

第九十八代光明院禱ハ豊仁後伏見第二御子光  
嚴院の沙羅子也神母廣義門院<sup>奉</sup>丁巳の年即位  
勢別路次通セテ新宮より今度由奉幣を以テ  
す亦終々御即位の由を太神宮に告グ以テ新儀  
あり信正セテ此の御事也

曆應らるも又以前の延元号をこころひらき建武  
号より世傳姦母をうけし侍る記録亦法度なき  
ゆゑに估價乃直法なるとも道行をうけたり  
天下を治給ふ十二年号を留れりし清落錯河  
里を取らば修治六十歳お海りくさ

第九十九代崇光院諱ハ興仁益後改無貞和五光厳院第一皇子  
御母陽祿院内大臣公秀女也貞和五己巳の年即位庚寅  
改元觀應らるも南風乃さおひぬりて同二年八月  
俄内裏土御門殿より持明院殿に行幸内侍副周  
渡御至上表五十六皇太后院御同宿とら光嚴新院々廣義

門院乃御所お地海らるも世傳神宮より外宮  
室敷鳴動して虚空に響のみ川に流るをことす  
事申時をうりあり同日荒祭交より鐘を乾き  
うへ出又外宮よりと神鏡西をけりておし  
進まぬとこへけ教りともあり恐怖の交  
南朝御合時此事武敏や初をうむひとく元  
弘天下一統のとく毎事聖断をたまきよし治定  
して南朝乃年号正平六年をこころひらき  
佐も同南主のほらうらむゆ成信々三種神宮も  
南方頭中将興忠朝臣上洛して法取より賀名生

山中ノ渡河あり仍於南朔号を賦せり然るそ  
と今度打はしき天下擾乱よりて河狩と傳へ  
停心せらる也大嘗會も五部と名ぬりし神帝額の  
初例也念めゆ歌清寧<sup>大嘗</sup>天皇二年十月依大嘗會供  
奉料を播磨國目とし奉り此會の監饗<sup>大嘗</sup>也  
天武天皇白鳳より大乃<sup>大嘗</sup>と名綿く<sup>大嘗</sup>て于今も  
絶一代一度此會のこもを大祀と云神國無双の大  
事と大嘗會也大嘗會の大事と祀饗あり<sup>大嘗</sup>の  
廻立殿子行幸ありて御陽殿乃儀式も甚深是  
ゆゑあはるゆゑ也 德紀天皇の神殿より神膳を儲

大神宮勸請申さすてはみ川より海濱のそまふ  
行事の御代乃始也此大儀をともあらまてそ  
神鑑もい川を<sup>大嘗</sup>と云道にたきまの心地一傳るも  
之<sup>大嘗</sup>く被圖ぬる凡<sup>大嘗</sup>益及るゆゑ陰陽師國弘朝  
臣は御宇に大祀令行給ふ處<sup>大嘗</sup>と云歌中<sup>大嘗</sup>にたも  
一巳丑十月御饗前二日といひて此上より子細に  
及給<sup>大嘗</sup>と云歌ののり一人乃落會あるも歌て道行  
あは魚<sup>大嘗</sup>の<sup>大嘗</sup>は是はと治定巳不中二言なり誠<sup>大嘗</sup>なり  
悔<sup>大嘗</sup>と云の<sup>大嘗</sup>中<sup>大嘗</sup>け歌の傳に信也河里國弘い  
か歌故ありて<sup>大嘗</sup>の中<sup>大嘗</sup>傳る道乃<sup>大嘗</sup>方<sup>大嘗</sup>學の<sup>大嘗</sup>不<sup>大嘗</sup>と<sup>大嘗</sup>奇<sup>大嘗</sup>特

あしは同三年因二月八幡あ幸と西院光厳をこし被  
伴中あさほかりし事ともあり延文三年二月  
十曾伏見仙居あうはり治明德子御落儀二十二歳  
に返りしき

第百代後光厳院諱ハ彌仁光厳院第二御子新院崇光  
同母乃は母あり踐祚の日三種天皇後御あさり継  
幹天皇の徒跽をりて被推擬侍とるや當日の後ハ  
後鳥羽壽永仁治ホの例を摸せしは侍りし重叙不御座  
事多し壽永初御あや此度太上天皇乃詔宣ふて  
其儀を被行光厳元弘建武あ度も皮例を被守侍り

大の牛いしと皇外都ふし海をいりて宣命  
制作あも及ゆ上古漸焉此跡を造て被遂行侍  
了内侍形御奉把佐女牛若宮室殿あをとり  
を今夜帝に内裡に渡入るや左乃礼奠下擬  
せし終りや観應三當年壬辰六月廿七日正平一且其  
儀を止く毎事勸應の御沙汰成之由哉哉  
より御奉あ九月廿七日勸應三年を改て文和元  
年とよまき己年即位抑世若御位此奉し女院  
廣義門院正政智より大樹額あ挑り所色け終  
女院御固辞都て不可叶し由は終て奉院以

下山中に此座より及河を女は繼たるより始りく  
思入ける所と終大樹執掃へも一法ら色を更書  
永度冥室の改座を返くも踐祚ありぬともや否後  
白河院月輪の殿兼美下時小右府時小女訪信ら此の時返事小  
踐祚も三種宝物を不渡り継躰之皇清例不可  
有之矣故之有計りさこ也又七十一代近清院は晏駕時い  
この皇子を以て帝位あり定中河朝魚を座あり  
鳥羽院法性寺殿女勅問の時らひりかた此中  
三河辭退ありけりよ度よりりて責中され  
大神宮乃河針と存へ一扱て計兼執を自作

ら色しこの時力なく四宮後白河院河院清座の上ハと清返  
事あり就其て後白河院踐祚ありき其時此  
退て壽永の度後白河院月輪殿に勅問の時此辭  
退ありく後白河久壽乃儀を宿老の賞方ありて適承  
あそによりて不存を中河の扱色あ代敷交  
因辭河り今度文以計りて此中切ら色年  
いまは終の之を以て清位女返と執を地を  
より攝教をとりゆりて終りき旨武家辭  
後あり已先賢所存かく此より誰人の是非も  
たすふ處をりみんをを敷度女院にや入らしたる



子世御領納の後ありしごとく御位もとけりて  
所不日く御所法院門治り入室あり給ふを  
日次おともはるはりしごとく自院も延引しといま天  
位子飯ありしは事奇特あり給ふはるはる文  
和二年に南方軍勢猛將如雲練兵如雨らりしとき  
八幡山よりみまをりて入る六月二日延暦寺に燎幸あり  
よるも濃列ありしあり雖然とれく又敵軍没  
落し大樹同相公羽林義教遺子の事ありしありて九  
月廿日に山京者前陣子武家相公羽林後陣子大  
樹供奉し給ふ巖室の清法ありしありて

給ひり給ふ九月還幸事いりし御影録ありし  
その御影録にありしに元正天皇濃列より九月帝  
都に還幸例量實勸進せしむ巖感抽賞の儀  
ありし世道の規模ありし人世後も又騷乱不  
よりて江別行幸度あり及とともはるふはる宮  
にありし天下とれははり万民の心も志しあり給ふ  
爰貞治六年家勝禱才二日南都山嶺衆逆喧嘩  
事出でて堂上血をさるる被疵者五十余人損命  
此者も数あるありし急度公卿以下諸司公人みま  
返りて恙なき事ありし運ありし地もはるも翌日

たり又破りしる。沙讓位の後、院中より治  
世と号する号ありし。世七歳に返りし。

第百一代後圓融院仲子緒仁後光嚴院仲子才一清子  
母崇賢門院贈大匡兼綱女也。甲寅年即位乙卯

改元永和とす。天下を治るの安養ありし。号  
例乃とす。院中にてと暫く改替あり。世六歳に  
返りし。

第百二代後小松院殿子緒仁後光嚴院才一清子。清  
母通陽門院内大臣公忠女也。壬戌年即位甲子改元  
至徳元年とす。山名隆奥も氏清といふ者謀叛を企

て八幡より洛中へ攻入る。を大樹義満出陣ありて法軍  
を討つ。向うをかくる。内野合戦石火煙一色。修理  
大夫のまにきて氏清とす。これぬ。即日静謐し  
侍り志す。此より諸國乃逆乱もありし。退  
治ちとれ。四海の風波も志す。有り。明德三年  
大樹中沙汰ありて南方清和略の事あり。三種邪益  
後後鳥羽元暦内侍。西  
海より渡清の例あり。せし。数日野中納言資教に  
大納言も任して中沙汰し。十月廿五日陣ありて日時  
を被勅。同十月二日南主頼成も入る。洛中も差城大



のそく免乃改元母不及了中を治治る十六年五八  
歳たすししき

第百四代後花園院諦ハ彦仁後小松院沙弥子實是

後崇光院 文安母太上天皇の号宣下る毎  
登極後しき号例西三及ふ不之候 清子母敷政門院贈 幸子

左大臣經有女也己酉の年即位今度改元永享とす

嘉吉辛酉の自赤松滿祐法師 法名  
性真 私宅川て大樹九

相府 義教 御事あり性真の陰謀乃り了守取也則播磨

相引おとせり教を治尉の論命をくくし法軍

成河ははうとていし かて 誅伐せしめ山名兵部少輔

とくや賊首をくくして京上も陣宣下ありて檢非

違使母仍て法取しめ大踏をわくし 嶽形 母のをくくし

ゆり凡辛酉年と昔くくし凶年にて革命めあくく

たふる諸道勅文ふしをもめして仗儀のり毎度

改元と傳りあや北野聖廟すく世年の親をくくし

是流の子女後代あ志めはきむすめあや力をよハぬ

事あはれ御教同三年九月廿三日今夜凶族内裏

に乱入て二年と清凉殿にたたりし事其局可なり

攻入く放火せしむ長力を指たる者玉躰を二危奉

らむとせし目とくくし くくし 教屋くんをくくし

て赤流いせり くくし さまれくくし出給ふし くくし 卷く

近洛前殿志詞下の第み行存銀臺ハ凶徒奪とりて

酒川新内侍取立亭樞を東門役人佐々木思四より

出し奪取赤色より凶徒無山つ子取上て子細哉

牒送を南方宮をこれ立り候也世言東洞院一

位入道とみし候し世あさ海しき其子右大辨相公

此方存知ちるよりを陣し中り色ともほのふ

うしふこれぬ山上ある衆徒使帛赤各馳向あむ

た宮下或ちこしこ或ハ自宮ととれぬしきふ

りし事也室銀を屋うて清水寺此傍み捨室し

を心月坊といふ寺傍い流石と申して進り思賞

傳あむけりて去廿三日夜太神宮極清馬は厩を出て懸

候たり汗をふるし鞍をさくつとありて又此厩に

出入り由次男養快も赤松松入の夜此事之神

宮にまるりしもの何ともいふしあしきみし候色

康正二年一條東洞院は初より新造内裏土御門

殿あ近なる其後神意ハ赤松山り常う良壽めを吉

野の奥より長祿二年内裏あ波御赤のそむも

徳比例をさしき候とありし三種の此事ハいふ

とこ返しあむしきみし候但賢銀を海底

み威をかうし神鏡を大中に取をあしき玉

國の我神代よ申す海そ何そりもあり後絶  
侍り何のい海めたそそと三種兼備して可代を  
此ま母りとうむあお心地し侍り一人慶あそそ非  
民頼之少之り諸國も徳めして天下を治る事  
廿五年文武天皇以後の事いふを寶祚此延長  
めて持海もまよと妻に近以民庶事賤市鄣乃商  
人まよと驕の姿と波分め侍り以綾羅為身装以紅  
紫為藝服上下乃各別ありあ似そり考經海服  
身之表也尊卑貴賤各有等差故賤服貴賤謂之  
僭上と為不忠と云り天聽め及以武中め達せざる

而と我自然の姿も乱世乃基と爰侍り法令乃外  
あは代々割府を降く法度を被定めや宴遊宴  
饗の割と天平寶字此勅め具足羨靡衣服の割と  
神籙景雲乃格めそり海の性昔をかく乃り  
流季何持差なるらんやをくと元亨貞和より  
く保く農割ををる武家と貞治應安の法とハ  
儉約此御法ありと我累代乃文書を推乃て先規  
の是非を存中海そ成業の良し侍りのみは  
と何らんよるめよとて尋被侍りとて諫  
中侍り教不いふそ事めし我何そ福讓若後と

院中御治世と稱す号例乃ら〜應仁元年世  
のみ〜色出来て八月女主上を伴中〜室町殿  
御幸九月御得度あり五十二歳に返〜  
此迄号は後文徳院と撰り〜後曰後花園院と改  
号あり〜額徳院を後鳥羽院とありた〜  
清例也  
當今

神皇正統記至  
後醍醐院令録之全部也

光嚴院以来継嗣奉加載之為補老後〜志氣也匪敢  
為續集矣

小槻宿称 判

右續神皇正統記以降布印奉校合記

